

日本無機薬品協会・コンプライアンス宣言

当協会は、会員の自由かつ公正な事業活動を促進し、わが国無機薬品工業の健全な発展を図ることを目的に設立され、諸先輩の努力の積み重ねにより今日の社会的地位を確立してまいりました。

そうした中で、企業の社会的責任が大きく取り上げられるようになってまいりましたが、その基本は、法令遵守であります。当協会ならびに会員企業が遵守すべき法令にはさまざまなものがあります。例えば、「刑法（贈収賄罪ほか）」、「商法（利益供与ほか）」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律<以下、“独占禁止法”と称す>（カルテルほか）」、「証券取引法（インサイダー取引、相場操縦ほか）」、「労働関係法令」、「環境関係法令」、最近では「個人情報保護法」など多々あげられます。中でも業界団体活動において特に重要視されるものが、「独占禁止法」です。

特に平成18年1月施行の「独占禁止法改正法」は、我々に大きな影響を与えることとなります。加えて、刑事訴追、被害者による損害賠償請求訴訟、住民訴訟、株主代表訴訟、私人による差止請求などリスクは一層増大することとなります。

ついては、このような社会的状況の変化に対応し、もって公正な取引により社会の発展に貢献するため、日本無機薬品協会<以下、“協会”と称す>ならびに協会会員<以下、“会員”と称す>は、業界活動において守るべきことを以下の通り宣言します。

1. 私たち（協会と会員）は、「独占禁止法やその関係法令（下請法など）」を遵守し、公正で、自由かつ透明な競争を行います。
2. 私たちは、同業他社との間の競争を制限するような行為（以下の行為）は、一切行いません。
①販売価格の制限、②見積・入札金額の制限、③生産または販売数量・金額に関する制限、④シェア割り・販売先・販売地域の制限、⑤生産設備・技術の制限などの行為
3. 私たちは、販売業者に対して、販売価格の希望価格を守るように強要することはありません。
4. 私たちは、前述の疑義を招くような行為を協会が主導し、通謀してはならず、それらの行為が予見される場合は、直ちにその防止に努めます。
5. 私たちは、上記の宣言に基づき、業界の健全な発展に最善の努力をいたします。

以上